

お客さま各位

青木信用金庫

預金等の不正な払出し被害が発生した場合の補償について

平素は青木信用金庫をご利用頂き誠にありがとうございます。

当金庫では、万一、個人のお客さまが偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳（証書）による預金等の不正な払出し被害に遭われた場合は、下記の補償基準等に基づき補償を行わせて頂きます。引き続き「青木信用金庫」をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

個人のお客さま

2. 補償基準

「お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合」に該当する場合には、被害額の全額または一部について補償いたしかねることがありますので、十分ご注意ください。

《偽造キャッシュカード被害の場合》

	お客さまの状況		
	無過失	過失（重大な過失以外） があった場合	故意または重大な過失 があった場合
偽造キャッシュカード 被害	原則として被害額の全額を補償		被害額は補償いたしかねる場合があります

《盗難キャッシュカード・盗難通帳（証書）被害の場合》

	お客さまの状況		
	無過失	過失（重大な過失以外） があった場合	故意または重大な過失 があった場合
盗難キャッシュカード 盗難通帳（証書）被害	原則として被害額の 全額を補償	原則として被害額の 75%を補償	被害額は補償いたしかねる場合があります
補償対象となる条件	(1) すみやかに盗取された旨を当金庫に通知をしていただくこと（通知日の30日前の日以前に発生していた場合は補償対象外） (2) 遅滞なく盗取が行われるに至った事情や状況について十分な説明を当金庫に行っていただくこと (3) 捜査機関に対して盗取に係る届出を提出していることを申し出ていること		
補償対象外とする場合	(1) 不正な預金等の払出しが、被害者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他同居人、または家事使用人によって行われた場合 (2) 当金庫に対して行う被害状況の説明において、重要な事項について虚偽の説明を行った場合 (3) 盗難が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随してなされた場合		

■キャッシュカード被害で「重大な過失」となりうる場合

- (1) 他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められた場合

※「カード手交型」(詐欺)による被害は(3)に該当します。(注1)

また、「封筒すり替え型」(詐欺)による被害は(4)に該当します。(注2)

これらの手口は広く一般に認知されていることから、当金庫では、いずれも「重大な過失」となりうる場合として判断しています。

(注1) 還付金を受け取るために必要であるなどの名目により、キャッシュカードをだまし取る手口。

(注2) キャッシュカードを新しくする必要があるなどの名目により、キャッシュカードを入れた封筒とトランプなどが入った封筒をすり替え、キャッシュカードを窃取する手口。

■盗難通帳(証書)被害で「重大な過失」となりうる場合

- (1) 他人に通帳(証書)を渡した場合。
- (2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合。
- (3) その他(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合。

以 上

不正な払戻しの被害に遭われた場合は、すみやかにお客さまのお取引店までご連絡ください。